

公示

第五管区海上保安本部長公示第 48 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 12 月 5 日

第五管区海上保安本部長

鍬 本 浩 司（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所
(2) 住 所 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 東播磨港伊保地区（高砂市）
東播磨港別府地区（加古川市）
(別添付図のとおり)
(2) 期 間 令和 7 年 12 月 5 日から
令和 8 年 3 月 25 日まで（うち 1 日間）

3 水路測量の実施方法

G N S S 測量機による測位、マルチビーム音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

付図



:測量区域

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典:海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)